様式第6号（第11条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　様

丸亀市長

診療報酬明細書等開示決定通知書

　　　　年　　月　　日付で開示請求のありました診療報酬明細書等について、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

記

１　開示することができる日時・場所

２　交付対象診療報酬明細書等

受診者名　　　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診療年月 | 保険医療機関等名 | 開示内容 |
| 　年　月診療分 |  | １　開示　　２　部分開示 |
| 　年　月診療分 |  | １　開示　　２　部分開示 |
| 　年　月診療分 |  | １　開示　　２　部分開示 |
| 　年　月診療分 |  | １　開示　　２　部分開示 |

（注１）来庁の際には、請求者本人であることの証明できる書類に併せて、この「診療報酬明細書等開示決定通知」を提示してください。

（注２）この通知があった日から90日を経過しても、来庁（連絡）されないときは、当該診療報酬明細書等の開示は行いません。

（注３）診療内容についての照会に対しては、お答えすることができませんのでご了承ください。

|  |
| --- |
| （　　　　年　　月診療分）部分開示の理由〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕（開示が可能となる時期）　　　　　　年　　月　　日※　その後の事情により変更となる場合もあります。 |

「教示」

部分開示の決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。